

令和4年度税制改正の概要

◎ 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日公布)の概要

税金の種類等	内容	適用
個人住民税	<p><住宅ローン控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の住宅ローン控除の適用者(住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者)について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除。 	令和5年度分から
法人事業税	<p><付加価値割における賃上げへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 付加価値割における賃上げへの対応 法人税における人材確保等促進税制の抜本的な見直しに合わせ、継続雇用者の給与支給額を対前年度比3%以上増加させた企業に対して、課税標準から雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を控除する措置を講ずる。 <p><大法人に対する所得割の軽減税率の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%(特別法人事業税を含んだ場合3.6%)とする。 <p><ガス供給業に係る収入金課税の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 導管部門の法的分離の対象となる法人等について、製造・小売事業の4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる等の措置を講ずる。 	令和4年4月1日以降開始の事業年度から
不動産取得税	<p><税負担の軽減措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想実現に向けて再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を創設 ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築の場合について、控除される額が一戸につき1,300万円となる特例の2年延長 	<p>令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した不動産</p> <p>令和6年3月31日までに取得した不動産</p>
固定資産税 都市計画税	<p><税負担の軽減措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とする。 ※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。 	令和4年度分